

身体の性と自分が認識する性が一致しない、同性が好きなど一般的に「性的マイノリティ」「LGBTQ+」(*1：以下、「多様な性の当事者」と表現します)といわれる方たちは人口の約3～8%存在していると言われています。その多くは、差別や偏見を恐れ、悩みや不安を抱えていても、家族や周りの人に打ち明けることができずにいます。

また、お互いをパートナーとして誓う相手がいても、証（あかし）となるものがなく、家族として認められないがために、病院で「パートナーの付き添いができない」、住居選びの場面で「同居人として認めてもらえない」など、日常生活に困難を抱えています。こうしたことを背景に、令和2年6月に日野市議会で「日野市におけるパートナーシップ制度導入における請願」が採択されました。

このような現状を解消するための取り組みが必要とされています。

「LGBTQ+」「性的マイノリティ」とは

「**L**」(レズビアン：性自認が女性で、女性を好きになる人)、 「**G**」(ゲイ：性自認が男性で、男性を好きになる人)、 「**B**」(バイセクシュアル：同性も異性も恋愛対象になる人)、 「**T**」(トランスジェンダー：身体の性が性自認と一致しない人)、 「**Q**」(クエスチョニング：自身の性のあり方が分からない、迷っている、決めたくないなどの状態を意味する言葉、クィア：性的マイノリティ全体を意味する言葉)、 「**+**」(プラス：LGBTQ以外の多様な性)の頭文字をとって「**LGBTQ+**」と表現され、「**性的マイノリティ**」の総称のひとつとして使われています。

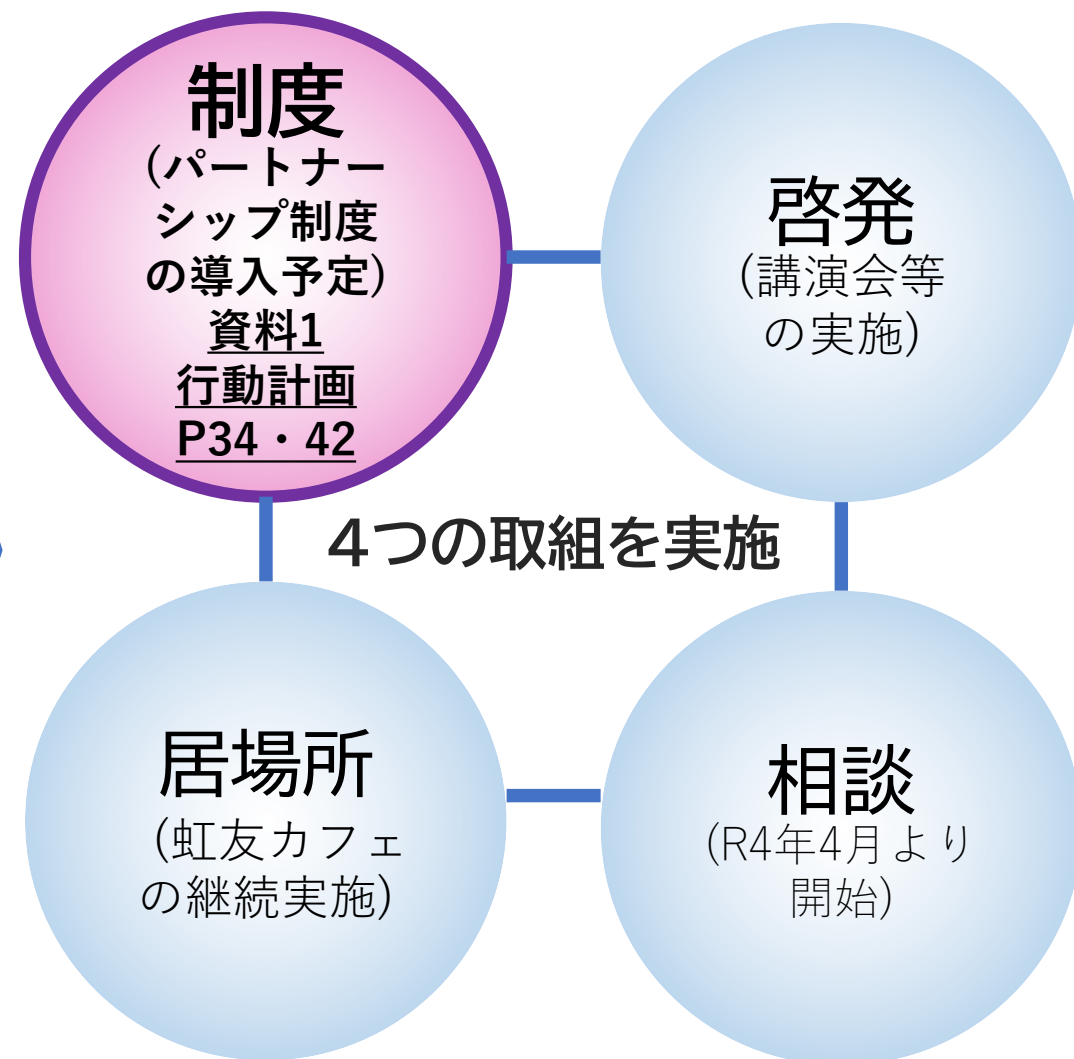
2. 課題解決のための「取り組み」について

【補足資料①】

現状と課題を踏まえ、日野市では、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念とした「第4次日野市男女平等行動計画(以下、行動計画)」を令和3年4月に策定しました。

この行動計画に基づき、「多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまち=日野」を目指しています。

「多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまち」を実現するために…



パートナーシップ制度とは・・・

法的拘束力はありませんが、戸籍上の性別を理由に法律上婚姻できないカップル等の2人の関係をパートナーとして公的に認める制度などと一般的にいわれています。2人のパートナーシップ宣誓などに基づき、受理証等を交付し証明するものです。

2022年6月31日時点で、**全国で209の自治体**が導入しています。2022年4月1日時点で**都内では、10区6市(*1)**が導入しています。

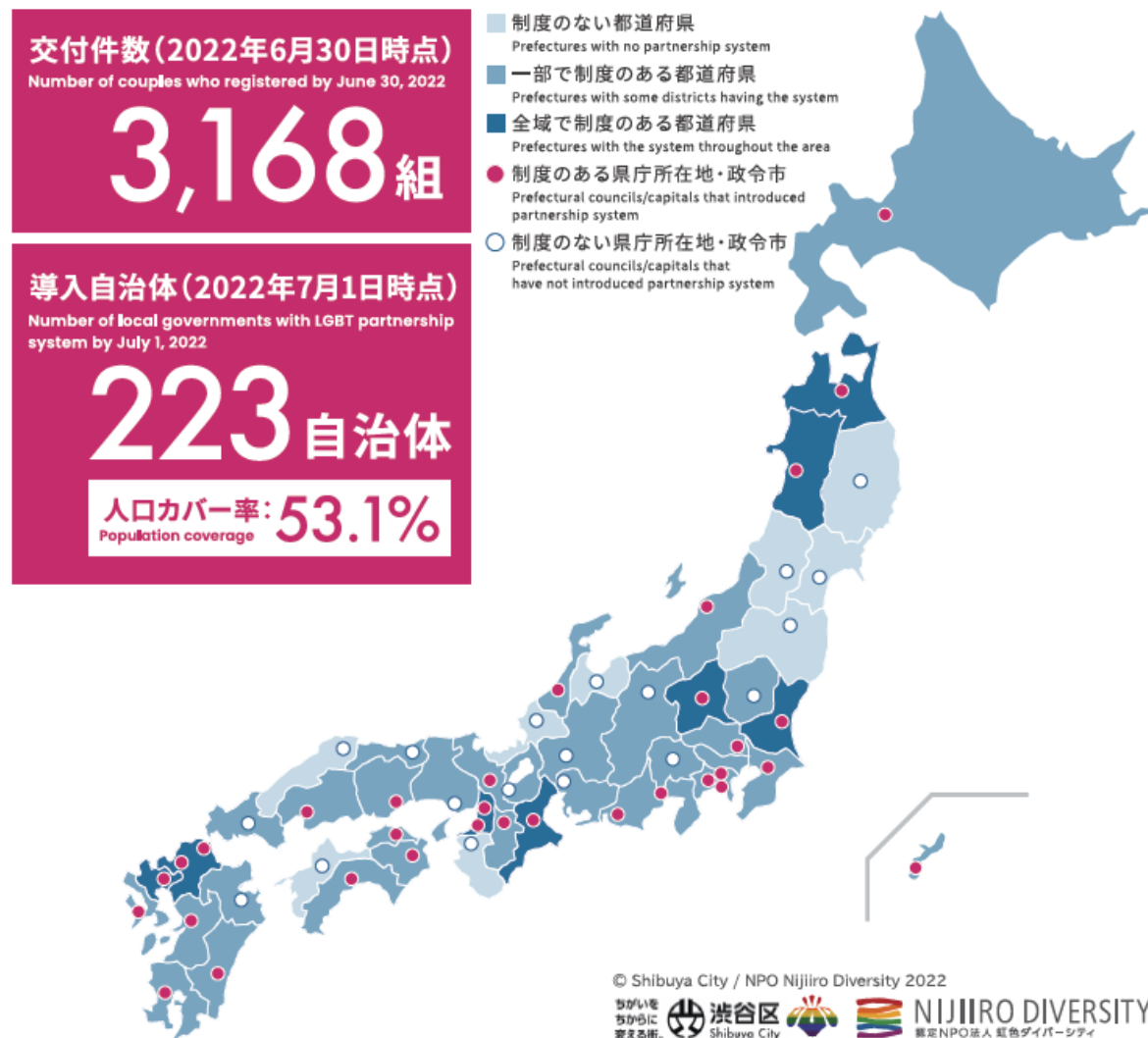
*1 都内導入自治体

港区、文京区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、足立区、江戸川区、北区、荒川区、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、武蔵野市

【補足資料①】

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査

Shibuya City Office・NPO Nijiirō Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan



© Shibuya City / NPO Nijiirō Diversity 2022